

●農林省告示第二百九十号

植物防疫法(昭和二十五年法律百五十一号)に基き、輸入植物検疫規程(昭和二十五年農林省告示第二百六号)の一部を次のように改正する。

昭和二十七年七月一日

農林大臣 広川 弘禎

第一條第二項中「さつまいも、ばれいしょ、グラジオラス、すいせん、げんげ、米、麦及び雑穀」を「甘しよ、馬鈴しよ、果樹及びグラジオラス、すいせん、ゆり、チューリップその他の球根類並びにげんげ、米、麦、雑穀、穀粉、ぬか、ふすま、搾油かす、コブラ」に、同項第一号中「さつまいも及びばれいしょ」を「甘しよ、馬鈴しよ及び果樹」に、「その他は」を「又は消毒した後」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 グラジオラスの球根については外皮を除いた後、すいせんの球根については温湯浸せきを行つた後検査する。なお、バイラス病に罹り病している球根があると認められるものについては、更に隔離栽培を行つて検査する。

第一條第二項第四号中「及び雑穀」を「雑穀、穀粉、ぬか、ふすま、搾油かす及びコブラ」に改め、同号を第五号とし、同項第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 ゆり、チューリップ及びその他の球根類については、検査した後、バイラス病に罹っている球根があると認められるものにつき、更に隔離栽培を行つて検査する。

第三條第二項中「か殻類」を「か殻類又は製油原料」に、「有害動物」を「有害動物又は有害植物」に、「製粉せられ、又は製麦せられ、且つ、ダストの焼却及び麻袋のくん蒸の措置が行われるとき

[illegible]

三 ホルマリ ン倉庫 くん	ホルマリ ン倉庫 くん その他生活力のない 植物又は容器包装に 付着する有害植物 瓦	倉庫一、〇〇〇 立方尺につき、 一、〇〇〇―一、五〇〇	八時間以上 一八度以上	ホルマリ ン倉庫は、ホルマ リンデハイド、三五%の 臭素を三分の一とするこ と。
四 乾燥処理	米、麦、雑穀等に付着す る各種の有害植物及びこ くじつせんちゆう	一時間 三時間 九度以上 一〇度以上	一時間 三時間 九度以上 一〇度以上	乾燥の温度を精密に保 つこと。 乾燥後乾燥すること。
五 温湯浸せ	米、麦、雑穀等に付着す る各種の有害植物及びこ くじつせんちゆう、球根 類に付着する有害動物 あざみうま等の有害動物	三分 四分 六度 六度	三分 四分 六度 六度	温湯の温度を精密に保 つこと。 乾燥後乾燥すること。
六 塩水浸	げんげに混入する菌核 を除去、焼却すること。	比重 一・二〇の塩水	比重 一・二〇の塩水	浮上した菌核又は麦角 を除去、焼却すること。
七 青酸ガス 倉庫くん	植物に付着する木本植 物、草本植物及びその部 分又は果実の表面に付着す るかいがらむし、あぶら むし、あざみうま、こな むし等の有害動物	倉庫一、〇〇〇 立方尺につき青 酸ソーダ 三〇〇瓦 一五〇瓦	六分 六分 二〇度 二〇度	植物の表面に水分のあ る場合及び葉を有する 植物に付着する有害動 物に注意すること。
八 青酸ガス 天幕くん	かんきつ樹その他果樹類 に付着するかいがらむし 酸	一、〇〇〇立方 尺につき青酸 ソーダ 一五〇瓦 一五〇瓦	五分 五分 二〇度 二〇度	かんきつ樹の温度により くん蒸時間を注意する こと。
九 ロメチル ブ倉庫 くん	種子又は果実の内部に食 入するくろしき、そらむ し、なしのひめしんくい 、庫くん蒸、むし等の有害動物	倉庫一、〇〇〇 立方尺につき 一、三三〇瓦 一、二二五瓦 九〇〇瓦 四七五瓦	二時間 二時間 一五度 一五度	倉庫内のガス濃度を均 一にするよう考慮する こと。
十 ロメチル ブ倉庫 くん	穀類に付着する植物及び 動物 穀類に付着する植物及び 動物	倉庫一、〇〇〇 立方尺につき 一、三三〇瓦 一、二二五瓦 九〇〇瓦 四七五瓦	二時間 二時間 一五度 一五度	穀類に付着する植物及び 動物

備考 この表に掲げる倉庫くん蒸の場合の要量等は、別表第四に掲げるB級倉庫を標準としたものである。

別表第四 倉庫の基準

箇所	等級	等級	等級
外	A	B	C
壁	コンクリート又は土蔵 造り厚さ二寸以上のも の	二重屋根で上下の屋根の 間にしつこい、モルタル、 ビッチ等を塗り、又は ブルーインダペーパーを ビッチ等ではつたもの	二重屋根でブルーインダ ペーパーが間にしつこ く、塗り、又は、 ブルーインダペーパーを 止められているもの
床	コンクリート厚さ五寸 以上	コンクリート厚さ三寸以 上、土造二寸以上、石又 はれんが造り、裂のな いもの	上に準ずる材料で多少程 度の低いもの
屋根、外壁及び床の 集合部	コンクリート、モルタ ラ、しつこい等の塗り	同上	ブルーインダペーパー、 フェルト、ビッチ等によ り目ばりのしてあるもの
戸	引戸、鉄扉等で密閉し 得るもの	同上	同上

十 ビタロール 倉庫くん	穀類に付着した米、麦、とう もろこし、大豆、コブラ 等、油糧等に付着する有害 動物（こくじつせんちゆう） を除去すること。	倉庫一、〇〇〇 立方尺につき 一、〇〇〇瓦 一、〇〇〇瓦	四八時間 二〇度 二五度	ばら積みされた植物の 内部にガスが浸透する よう考慮すること。
十一 二酸化 炭素倉庫 くん	かんきつ類、なし、りん ご等の果実、輸入するみ なす、なしのひめしんく 、いむし、くろしきのしき 、むし等の有害動物	倉庫一、〇〇〇 立方尺につき 二、二五〇―三、 〇〇〇瓦	三〇時間 二〇度 以上	二〇度以下の場合には使 用しないこと。
十二 無湯処理	木材に食入するきくいむ し等の有害動物	温槽内の温度 八〇度以上	二時間 以上	湯の温度を均一にする よう考慮すること。
十三 水浸処理	木材に食入するきくいむ し等の有害動物	三日以上常温 上三〇日以下常温	二時間 以上	淡水又は海水中に完全 に水没すること。
十四 油性D DT又は PCHCと PCP	木材に付着するきくいむ し等の有害動物	軽油（又は機油） 二〇・二%のD DT又は（PCHC） 及び一%のPCP の混合液を木材 の表面一平方尺に 三〇cc以上散布	七日目毎常温 二回散布	樹皮のないときは木材 の表面一平方尺に一五 ccを散布すること。

窓、換気 の軽度の処置で密閉可能のもの	荷置木、合木設備のあるもの	倉庫の形態整形で一戸建のもの	照明、はしごその他有るもの くん蒸作業に必要な施設	
同上	同上	同上	同上	
	密閉処置が可能なもの	同上	不整形又は昇降口等を有するもの	同上
くん蒸ガス保有力 (空倉庫一、〇〇〇立方尺につき メチルブロマイド一 ポンド二四時間後)	三〇%以上		発煙試験 漏出のないもの	同上
	一五%以上			
漏出を止め得るもの	一〇%以上			

次の通りいずれも誤植
昭和二十七年七月一日農林省告示第
二百九十号（輸入植物検疫規程の一部
改正）中
頁 段 行
二 上 13 の メ キ シ コ ミ
中 標 ば い
ば え
メ キ シ コ ミ
正